

(参考例)

〇〇緑の少年団団則

(名 称)

第1条 この団は、〇〇緑の少年団と称する。

(目 的)

第2条 この団は、緑に親しみ、緑を愛し、これを育てつつ、健全な心身を養い、お互いに力を合わせて社会のために役立つ自主的な活動することを目的とする。

(組 織)

第3条 この団の団員は、前条の目的に賛同する〇〇学校の児童（生徒）であって、団員にふさわしい者とする。

(活 動)

第4条 この団は、次の活動を行う。

- (1) 緑を通じた学習
- (2) 緑を愛護し、守り育てるため必要な社会奉仕
- (3) 緑を中心としたレクリエーション
- (4) その他目的を果たすための活動

団長は校長、副団長は教頭、指導者は担当教諭、隊長は児童の代表者、班長は各学年（学級）の代表者のイメージですが、実態により適宜選任してください。（役員の名称は自由につけてもらって結構です。）

(役 員)

第5条 この団に次の役員を置く。

団長 1名 副団長 〇名（以内） 指導者 〇名（以内） 隊長〇名（以内）
班長〇名（以内）

(役員の仕事)

第6条 団長は、団をまとめ、会議の議長となり、団を代表する。

- (2) 副団長は、団長を助ける。
- (3) 指導者は、団の活動計画の立案、実施の指導、団の会計、庶務の事務にあたる。
- (4) 隊長は、隊をまとめる。
- (5) 班長は、班をまとめる。

(事務局)

第7条 この団の事務局を〇〇学校（〇〇市〇〇町〇〇番地）に置く。

(会 議)

第8条 会議は、総会および役員会とする。

(総 会)

第9条 総会は、次の事項を決定するものとし、年1回（または〇月に）開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- (1) 役員を選任すること。
- (2) 団則を改正すること。
- (3) 事業計画を定めること。
- (4) その他必要なこと。

(役員会)

第10条 役員会は、団長が必要に応じて招集し、次の事項を決定する。

- (1) 団の運営に関すること。
- (2) 事業の実施に関すること。
- (3) その他必要なこと。

(経 費)

第11条 この団の経費は、(会費、) 補助金及びその他経費をもってあてる。

(事業年度)

第12条 この団の事業年度は、〇月〇日から〇月〇日とする。

(附 則)

この団則は、令和 年 月 日から施行する。

〇〇緑の少年団組織名簿

団則の参考例のとおり実態により適宜選任してください。

1 役員

団	長	氏	名	(校長先生)
副	団	長	氏	名 (教頭先生)
指	導	者	氏	名 (担当の先生)
隊	長	氏	名	(児童)
班	長	氏	名	(児童)
	〃	氏	名	(児童)

2 団員

〇〇	学年 (学級)	班	班長以下〇〇名
〇〇		〃	班長以下〇〇名